令和３年度
参議院特定事業主行動計画 年度報告

令和４年７月

参議院特定事業主行動計画策定・実施委員会

参議院事務局、参議院法制局及び裁判官弾劾裁判所事務局は、次世代育成行動計画及び女性活躍推進行動計画の両者を「次世代育成支援及び女性活躍推進のための参議院特定事業主行動計画～仕事と生活の調和、女性活躍の推進を目指して～（令和３年度～令和７年度）」として一体的に策定している。

本報告は、当該行動計画の令和３年度における実施状況を取りまとめ、次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 19 条第５項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 19 条第６項に基づき公表するものである。

令和３年度 次世代育成支援及び女性活躍推進に関する取組

★「ワーク・ライフ・バランス講演会（介護関連）」の開催

令和３年度には、「ワーク・ライフ・バランス講演会（介護関連）」を開催しました。

この講演会は、参議院特定事業主行動計画のサブテーマである「仕事と生活の調和、女性活躍の推進を目指して」に関する啓発のために開催するものであり、今回で７回目、初めて介護関連をテーマとして開催しました。

講演会は、参加者の都合のよい時間（令和４年２月１４日～３月７日の間）にオンライン講座「仕事と介護を両立させる秘訣」（所要９０分程度）を受講する形で開催し、計２７名の職員が参加しました。

★「定時退庁日のお知らせ」の実施

平成２２年６月から、毎週金曜日に、院内の電子掲示板に「定時退庁日のお知らせ」を掲載して、定時退庁を促しています。

当日中に行わなければならない仕事がある場合を除き、極力速やかに退庁し、仕事と生活の調和がとれる職場環境を実現するよう、また、日頃から超過勤務の縮減に努めるよう呼びかけています。

★「仕事・子育て両立サポーター」制度

平成２２年度に創設された「仕事・子育て両立サポーター」には、現在、有志３４名の登録があり、妊娠中及び子育て中の職員の相談相手になっているほか、後輩ママ・後輩パパに役立つ子育て情報の提供、次世代育成関連のイベントの周知等の協力をお願いしています。

※仕事・子育て両立サポーターは、仕事と子育ての両立等に関する相談窓口の一つであり、職員の妊娠、出産、育児休業、その他子育て時の疑問や不安に対して、子育て経験のある職員が自身の知識や経験に基づきアドバイスを行うものです。
相談を希望する職員は、院内電子掲示板の「仕事・子育て両立サポーター一覧（プロフィール）」から、話を聞いてみたい、聞いてもらいたいサポーターを選び、直接連絡を取ることができます。（相談内容等のプライバシー情報は、当該サポーターにおいて厳守します。）

★「育児休業中の職員に対する情報提供」の実施

平成２７年度から、育児休業を取得している職員が円滑に職場に復帰できるよう、希望者に対して、育児休業中、随時、各種情報（人事異動情報、次世代育成支援関連情報等）をメール配信しています。

★ハラスメント防止のための取組

セクシュアル・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント、パワー・ハラスメントを防止するため、ハラスメント相談員を設置するとともに、階層別研修等において、ハラスメント防止のための研修を実施し、職員の意識の啓発及び知識の向上を図っています。

★組織の長によるメッセージの発信

参議院事務総長、参議院法制局長及び裁判官弾劾裁判所事務局長は、局内の会議等において、管理職や職員に対し年次休暇の積極的な取得や超過勤務の縮減について呼びかけるなど、様々な機会を通じて、仕事と生活の調和の推進や、女性活躍の推進に関するメッセージを発信しています。

★「子育て・介護等のための両立支援ハンドブック」改訂版の作成

妊娠中や、子育て・介護・不妊治療等を行う職員が利用できる制度や支援措置の内容、手続等を一冊にまとめた「子育て・介護等のための両立支援ハンドブック」改訂版を作成しました。本改訂版では、ハンドブックのタイトルを「次世代育成支援ハンドブック」から「子育て・介護等のための両立支援ハンドブック」に改めるとともに、不妊治療に関する記述や、職員の子育て参画促進のための面談シートを新たに盛り込みました。「子育て・介護等のための両立支援ハンドブック」は、随時更新して院内電子掲示板に掲載するとともに、人事課において配付するなど、各種制度の周知及び利用促進を図っています。

★「家族職場見学デー」について

この行事は、職員が家族と触れ合い、家族が職場について知る機会を作るとともに、職場全体で子育てを支援する意識を高めること等を目的として実施するもので、例年、夏休みの時期を利用して、参議院に勤める職員の家族等を国会に招待し、国会参観、職場訪問などを行っています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、令和３年度は実施を見送りました。

令和３年度　特定事業主行動計画の目標の進捗状況及び取組実績、各制度の利用状況等について

【目標の進捗状況及び取組実績】

★**育児休業**　　…３歳未満の子を養育するために休業できる制度

【参議院特定事業主行動計画 目標（令和３年度）】
男性職員の育児休業取得率３０％以上、
女性職員の育児休業取得率１００％の水準維持

令和３年度の男性職員の取得率　７２％
令和３年度の女性職員の取得率　１００％

【利用状況】

年度	女性職員			男性職員		
	取得対象職員数※1	育児休業		取得対象職員数※2	育児休業	
		新規取得者数（うち前年度出産）	取得率※3		新規取得者数（うち前年度出産）	取得率※3
令和３年度	7 人	13 人（6 人）	100%	18 人	17 人（4 人）	72%

※1 令和３年度に出産した女性職員から、産後休暇中の者を除いた数
※2 令和３年度に妻が出産した男性職員数
※3 取得率 ＝（新規取得者数－前年度出産者数）／取得対象職員数×100
（注：女性職員の取得対象職員のうち、令和３年度に産後休暇等を取得後、引き続いて令和４年度から育児休業を取得した職員についても、新規取得者とみなして取得率を算出している。）

〔参考〕過去の利用状況

年度※1	女性職員			男性職員		
	取得対象職員数※2	育児休業		取得対象職員数※3	育児休業	
		新規取得者数（うち前年度出産）	取得率※4		新規取得者数（うち前年度出産）	取得率※4
令和２年度	11 人	11 人（0 人）	100%	32 人	22 人（2 人）	63%
令和元年度	8 人	11 人（3 人）	100%	31 人	8 人（1 人）	23%
平成30年度	16 人	19 人（3 人）	100%	19 人	4 人（0 人）	21%
平成29年度	11 人	13 人（2 人）	100%	18 人	5 人（3 人）	11%

※1 令和２年度：令和２年２月２日～令和３年２月１日の実績
令和元年度～平成 29 年度も同様に２月２日～翌年２月１日の実績
※2 当該年度に出産した女性職員から、産後休暇中の者を除いた数
※3 当該年度に妻が出産した男性職員数
※4 取得率 ＝（新規取得者数－前年度出産者数）／取得対象職員数×100

★配偶者出産休暇（２日間）及び育児参加休暇（５日間）

…「配偶者出産休暇」は、妻の出産に伴う入退院の付添い等を行う男性職員に認められる休暇。
「育児参加休暇」は、妻の産前産後期間中に、当該出産に係る子又は未就学児を養育する男性職員に認められる休暇。

【参議院特定事業主行動計画 目標（令和３年度）】
配偶者出産休暇又は育児参加休暇の合計平均取得日数５日以上、取得率１００％

令和３年度の合計平均取得日数　５．７日
令和３年度の取得率　９１％

【利用状況】

年度	取得要件を満たす男性職員数	配偶者出産休暇		育児参加休暇		いずれか一方又は両方の休暇取得者数（取得率）	合計平均取得日数
		取得者数（取得率）	平均取得日数	取得者数（取得率）	平均取得日数		
令和3年度	23 人	20 人（87%）	1.8 日	20 人（87%）	4.1 日	21 人（91%）	5.7 日

〔参考〕過去の利用状況

年度※1	取得要件を満たす男性職員数	配偶者出産休暇		育児参加休暇		いずれか一方又は両方の休暇取得者数（取得率）	合計平均取得日数※2
		取得者数（取得率）	平均取得日数	取得者数（取得率）	平均取得日数		
令和2年度	33 人	29 人（88%）	1.8 日	24 人（73%）	4.2 日	30 人（91%）	5.2 日
令和元年度	31 人	28 人（90%）	1.8 日	22 人（71%）	3.9 日	29 人（94%）	4.7 日
平成30年度	19 人	19 人（100%）	1.8 日	17 人（89%）	3.7 日	19 人（100%）	5.5 日
平成29年度	18 人	14 人（78%）	1.3 日	12 人（67%）	1.8 日	16 人（89%）	3.1 日

※1 令和２年度　：令和２年２月２日～令和３年２月１日の実績
　令和元年度～平成 29 年度も同様に２月２日～翌年２月１日の実績
※2 平成 30 年度以前は、一部集計方法が異なる。

【配偶者出産休暇、育児参加休暇及び男性職員の育児休業の取得日数・取得率の向上に向けた主な取組（平成 29 年度～令和３年度）】

- 配偶者出産休暇、育児参加休暇及び育児休業の利用経験がある男性職員を含む子育て中の職員による座談会を開催し、職員間の情報交換・ネットワーク作りの場を提供した（平成 30 年度、令和元年度）
- 「タイムマネジメント」（平成 29 年度）、「仕事と育児の両立」（オンラインで開催・令和２年度）をテーマとしたワーク・ライフ・バランス講演会を開催し、職業生活と家庭生活の調和等に向けた職員の意識啓発を図った
- 仕事と子育ての両立等に関する相談窓口として設置されている仕事・子育て両立サポーターの周知を図った（平成 29 年度～令和３年度）
- 育児休業をしている職員が円滑に職場復帰できるよう、希望する育児休業中の職員に対し各種情報をメール配信した（平成 29 年度～令和３年度）
- 両立支援諸制度等の内容及びその利用について、ハンドブックの作成、院内ＬＡＮの活用、階層別研修等を通じた周知・啓発を図った（平成 29 年度～令和３年度）

男性職員及び女性職員の育児休業取得率並びに配偶者出産休暇・育児参加休暇の合計取得日数は目標を達成しています。一方で、配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得率は目標に届きませんでした。

これらの休暇等は子育てのための貴重な機会ですので、取得対象となる職員は、制度を積極的に利用してください。

あわせて、各課室の所属長は、職員が制度を利用しやすい職場の雰囲気づくりに努めるとともに、必要に応じて業務配分を見直すなど、制度の利用促進に向けた配慮をしてください。

また、これらの制度の利用には、周囲の理解と協力が不可欠です。各職場における御理解と御協力をお願いします。

★年次休暇（暦年）

【参議院特定事業主行動計画 目標（令和３年度）】
年次休暇の平均取得日数　１５日以上

令和３年の平均取得日数　１４．７１日

【利用状況】
年次休暇 平均取得日数（令和３年）
…　１４．７１日（前年比＋０．０９日）

〔参考〕過去の利用状況

年	年次休暇 平均取得日数	前年比
令和２年	１４．６２日	＋０．９５日
令和元年	１３．６７日	＋０．６６日
平成 30 年	１３．０１日	－０．７８日
平成 29 年	１３．７９日	＋１．５２日

【年次休暇の取得促進のための主な取組（平成 29 年度～令和３年度）】

- 特定事業主行動計画年度報告において年次休暇の取得を促すほか、随時年次休暇の取得に関する呼びかけを行った（平成 29 年度～令和３年度）
- 各職員が年５日以上年次休暇を取得することができるよう、所属長に年次休暇の計画表の作成・活用や各職員への配慮を求めるなど、年次休暇の取得促進のための環境整備を図った（平成 30 年度～令和３年度）

年次休暇の平均取得日数は、わずかに目標に届きませんでした。
年次休暇については、夏休み等に続けての連続取得、子どもの学校行事や家族の記念日などに合わせた取得など、計画的な取得に努めるほか、各部課室における業務の状況に応じ、積極的かつ柔軟な取得をお願いします。また、以上に限らず、時間単位での取得等も活用し、私生活面の充実、心身のリフレッシュを図るよう心がけてください。
あわせて、各課室の所属長は、年次休暇の計画表を活用することなどを通じて職員の年次休暇の取得状況や業務量を適切に把握し、休暇の取得促進のための配慮を行うとともに、自らも進んで年次休暇を取得するよう努めてください。

★職員採用試験による採用者全体に占める女性の割合

【参議院特定事業主行動計画 目標（令和３年度）】
職員採用試験による採用者全体に占める女性の割合：
平等取扱・成績主義の基本原則を前提とした上で、３５％以上を維持

令和３年度の割合　５６．０％

【状況】
職員採用試験による採用者全体に占める女性の割合（令和３年度）
… ５６．０％

〔参考〕過去の状況

令和２年度	４１．２％
令和元年度	５０．０％
平成 30 年度	５６．３％
平成 29 年度	５０．０％

※ 職員採用試験による採用者（職員採用試験を実施していない主体については、採用者）全体に占める女性の割合

【目標達成のための主な取組（平成 29 年度～令和３年度）】

・ 業務説明会等の広報活動の機会を通じて、本行動計画の取組を広く周知することなどにより、職員採用試験を受験する女性の増加に努めた（平成 29 年度～令和３年度）

職員採用試験による採用者全体に占める女性の割合は、目標を達成しています。
今後も、男女の別を問わず全ての職員が公務を遂行しながら、仕事と生活の調和を円滑かつ継続的に図ることを可能とする環境の形成・整備とその更なる充実化を図るため、管理職及び職員一人一人が協力し、本行動計画の推進に努めてください。

【その他の各制度の利用状況等（令和３年度）】

★子どもの看護休暇（暦年）

…未就学児を養育する職員が子を看護する必要がある場合に年５日（子が２人以上の場合は１０日）認められる休暇

【利用状況】

看護休暇を取得した職員数	…	男性	５７人
		女性	４９人
		合計	１０６人

★保育時間

…１歳未満の子の授乳等を行う場合に、１日２回各３０分以内又は１日１回１時間以内認められる休暇

【利用状況】

保育時間を取得した職員数	…	男性	０人
		女性	１人
		合計	１人

★育児時間

…未就学児を養育するため、１日２時間以内まで勤務しないことが認められる制度

【利用状況】

育児時間を取得した職員数	…	男性	３人
		女性	３６人
		合計	３９人

★育児短時間勤務

…未就学児を養育するため、常勤職員のまま、通常より短い勤務時間で希望する日及び時間帯を選択して勤務することができる制度

【利用状況】

育児短時間勤務を開始した職員数	…	男性	０人
		女性	０人
		合計	０人

★**早出遅出勤務**

…未就学児を養育する職員、放課後児童クラブ等に通う小学生の子の送迎を行う職員又は配偶者、父母、子等を介護する職員が、勤務時間帯を前後にスライドさせて勤務する制度

【利用状況】

早出遅出勤務を利用した職員数　…　男性　１人
女性　２８人
合計　２９人

★**深夜勤務制限・超過勤務制限**

…未就学児を養育する職員又は配偶者、父母、子等を介護する職員の勤務を制限する制度

【利用状況】

深夜勤務制限を請求した職員数　……　０人
超過勤務制限を請求した職員数　……　０人

★**超過勤務免除**

…３歳未満の子を養育する職員の超過勤務を免除する制度

【利用状況】

超過勤務免除を請求した職員数　……　０人

参議院事務局及び法制局においては毎週金曜日、裁判官弾劾裁判所事務局においては毎週火曜日が定時退庁日です。
定時退庁日には、周りの職員と声を掛け合うなどして定時退庁に努めてください。また、各課室の所属長及び庶務担当者は、職員に定時退庁を促し、自らも進んで定時退庁するよう努めてください。

※令和３年度の実績は４月１日～令和４年３月３１日の実績（注記がない場合）。
暦年とあるものは令和３年１月１日～令和３年１２月３１日の実績。